

しちのへ 農業委員会 だより

通巻 34 号 (29 号 元年 12 月)

発行 七戸町農業委員会事務局

所在 七戸町字森ノ上 131-4

電話 68-2967(直通)

七戸小学校・城南小学校(5年生)

田植え・稲刈り体験 2019



5月30日、七戸町向田地区において十和田おいらせ農協青年部七戸支部(氣田修 支部長)主催、七戸小学校・城南小学校5年生の児童を対象に田植え(もち米)体験を開催しました。この体験を通して生きることの基本である「食」と、それを支える「農」について考えるきっかけづくりになったと思います。初めて素足での田植えに苦戦しながらも、苗の間隔に気を付けて丁寧に植えていました。最後に、田植え機への乗車体験もし、作物の作付けを通して共同作業することや地域の人々とのふれあいと世代間交流できた一日となったと思います。

10月28日には、収穫体験をしました。会員から説明を受けた後、たわわに実った稲穂を夢中になって一生懸命刈り取っていました。

収穫したもち米は、各学校で杵と臼を使い餅つきをする予定です。

～七戸町農業委員会農業委員候補者を募集します～

七戸町農業委員会農業委員の任期満了に伴い候補者を募集します

－ 農業委員の仕事に熱意のある方ならどなたでも自薦・他薦により候補者に応募できます －

募集人員 15人

応募資格 農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者

任務内容 ①月1回行われる定例総会での議案審議
②農地パトロールおよび農地利用状況調査
③農地利用の最適化の為の、農地所有者と担い手間の調整
④年数回開催される各種研修会や大会への参加

任期 令和2年7月20日～令和5年7月19日(3年)

報酬 15,900円/月 (会議出席や現地調査の際には別途交通費支給)

応募方法 総務課・農業委員会事務局・七戸町ウェブサイト(<http://www.town.shichinohe.lg.jp/>)に用意している推薦書(自薦の場合は応募書)に必要事項を記入し、総務課へ持参または郵送してください。
※提出された書類は返却されません。

※他薦の場合は団体または個人による3名以上の推薦が必要です。

募集期間 令和2年1月6日(月)～令和2年1月31日(金)17:00まで(郵送の場合は当日消印有効)

選考方法 被推薦者および応募者について、委員候補者選考委員会が審査を行い、町議会の同意を経て町長から委員として任命されます。

なお、選考は次の条件に配慮して行われます。

- ①認定農業者等が委員の過半数を占めること。
- ②農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者(農業に従事していない広範な者)が1人以上となること。

その他 被推薦者および応募者の情報は、七戸町農業委員会の規則により、1月中旬ごろから七戸町ウェブサイトで公表されます。

問合せ先 総務課 ☎68-2111 農業委員会事務局 ☎68-2967 (〒039-2792 七戸町字森ノ上 131-4)

上 十 三 地 区 農 業 委 員 会 大 会



令和元年7月22日上十三地区農業委員会大会が、十和田市民文化センターで開催され、農業委員、農地利用最適化推進委員、関係農業団体など約200名が参加しました。この大会は、農業委員、推進委員が一同に会して、今後の活動意志決定と組織の活性化のため毎年会場を持ち回りで開催されているものです。大会では、力石堅太郎上十三地区農業委員会連絡協議会会長の主催者あいさつに始まり、小山田久十和田市長から歓迎の言葉をいただきました。永年勤続表彰では、山田正農業委員が長年の功績をたたえ表彰されました。その後の議事で「機構集積協力金に関する要望」、「免税軽油制度の恒久化に関する要望」、「農業者年金の加入要件等の改善に関する要望」が原案どおり可決され、最後にガンバロー三唱で締めくくり閉会しました。

農業委員永年勤続表彰

＊おめでとうございます＊



山田 正 委員

農業委員として10年以上在任され、地域における農業の発展及び農業者の生活向上のため、永年にわたり農業委員会活動に顕著な功績をおさめたことに対して、この度、上十三地区農業委員会大会において受賞されました。

家族経営協定締結



4月22日に「家族経営協定調印式」が行われ、鳥谷部様ご夫妻が協定書に署名捺印、農業委員会天間会長立ち会いのもと、『明るい家庭 ゆとりある作業 ゆとりある暮らし』をスローガンに新たに家族経営協定を締結しました。今回の調印により、令和元年11月末現在七戸町の家族経営協定締結累計数は、70組となりました。

農地(田・畑)をもしも・・・

許可を受けずに転用したり、許可どおりに転用しなかったら・・・

①違反転用

3年以下の懲役または300万円以下の罰金
(法人は1億円以下の罰金)

②違反転用における現状回復命令違反

3年以下の懲役または300万円以下の罰金
(法人は1億円以下の罰金)

資材置き場にしたら→

青空駐車場にしたら→

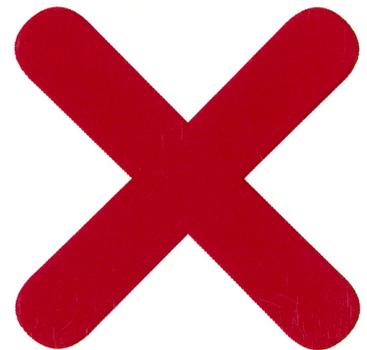
廃棄の捨て場にしたら→

建設残土の捨て場にしたら→

農業用施設を建てたら→

(自己所有農地に2a未満の農業用施設を建てる場合は許可を要しないこととなっていますが、まずは農業委員会に相談ください)

違反転用です!



－ 利用状況調査終了 －

7月31日から9月27日まで、耕作放棄地や遊休農地の現況調査を農業委員、農地利用最適化推進委員の7班体制で利用状況調査（農地パトロール）を実施しました。管理されていない農地は、雑草の繁茂や病害虫の発生などにより周辺の農地に悪影響を及ぼします。今後、集計した調査結果を基に、所有者に対し意向調査を実施して行く予定です。また、遊休農地に認定されたまま放置していると**固定資産税が現行の1.8倍**になる場合もありますので農地の適正な管理をお願いいたします。



“農家の皆さん”農業者年金に加入しませんか

- 農業に年間60日以上従事し、国民年金第1号被保険者で20歳以上60歳未満の方であれば、農地を所有していない農業者や家族農業従事者も加入できます。
- 少子高齢化時代に強い年金です。（積立方式）
- 保険料の額は自由に決められます。（月額2万円から）
- 80歳までの保証が付いた終身年金です。
- 公的年金ならではの税制上の優遇措置があります。
- 認定農業者等の担い手の方は、保険料の国庫補助が受けられます。

詳しくはJA、または農業委員会事務局へ。

農業新聞の購読を

経営と暮らしに役立つ情報がいっぱいの農業総合専門紙です。

農業、農政の動きをわかりやすく解説
家族で楽しめる記事も充実しています

全国農業新聞

週刊 金曜日発行
月700円、年8,400円
(消費税込)

購読の申込みは農業委員又は農業委員会事務局へお気軽に連絡ください。

相続等によって農地の権利を取得した時は？

農地の権利を相続等により取得した場合は、農業委員会へその旨を届けなければなりません。

◎届出を要する方

農地法の許可を要せず農地の権利を取得した場合
(所有権、地上権賃貸借など)

◎届出の時期

権利を取得したことを知った日から概ね10ヶ月以内



- ◎編集委員長 中村 博徳
- 編集副委員長 佐々木 信幸
- ◆編集委員 鳴海 美名子
天間 俊一
工藤 章



七戸町の
ニッ森貝塚を
世界遺産に！